



- 十一 商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関する事項（大臣官房及び商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事項（資源エネルギー庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 経済産業省の所掌に係る物資（電力を含む。次号及び第十五号において同じ。）の総合的な需給の調整に関する事項。
- 十四 経済産業省の所掌に係る物資の需給の調整に関する事務の総括に関する事項。
- 十五 経済産業省の所掌に係る物資の価格に関する事務の総括に関する事項。
- 十六 経済産業省の所掌に係る財政投融資に関する事務の総括に関する事項。
- 十七 経済産業省の所掌に係る金融上の措置に関する事務の総括に関する事項。
- 十八 経済産業省の所掌事務に関する財政投融資計画に関する事務の総括に関する事項。
- 十九 経済産業省の所掌に係る人材に関する事務の総括に関する事項。
- 二十 経済産業省の所掌に係る事業の海外事業活動に関する事項。
- 二十一 経済産業省の所掌に係る事業に関する事務の総括に関する事項（貿易経済安全保障局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十二 経済産業省の所掌事務のうち地域に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。
- 二十三 産業立地に関する事務（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十四 工業用水道事業の助成及び監督に関する事項。
- 二十五 地域における商鉱工業一般の振興に関する事務（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十六 経済産業省の所掌事務に関する地方情勢に関する調査に関する事務（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。
- 二十七 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する事務（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。
- 二十八 独立行政法人経済産業研究所の組織及び運営一般に関する事務。
- 二十九 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する事務の調整に関する事項。

- 三十 商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営一般に関する事項。
- 三十一 産業構造審議会の庶務に関する事務（通商政策局の所掌事務）。
- 第五条 通商政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 通商に関する政策及び手続に関する事務。
- 二 通商に関する調査に関する事務の総括に関する事務（貿易経済安全保障局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 通商に関する協定又は取決めの実施に関する事務。
- 四 通商経済上の国際協力に関する事務（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。
- 五 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関する事務。
- 六 独立行政法人日本貿易振興機構の組織及び運営一般に関する事務。
- 七 貿易保険に関する事務。
- 八 前各号に掲げるもののほか、通商に関する事務（経済産業政策局及び貿易経済安全保障局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 経済産業省の所掌事務のうち経済産業省の所掌に属する国際協力に関する事務の総括に関する事務。
- 一〇 國際経済部は、前項第二号、第四号、第八号及び第九号に掲げる事務のうち次に掲げる事務並びに同項第五号に掲げる事務をつかさどる。
- 一一 通商に関する多数国間の協定又は取決めの実施に関する事務の総括に関する事務。
- 一二 通商に関する多数国間の国際機関及び国際会議に関する事務。
- 一三 通商経済上の地域協力に関する協定又は取決めの実施に関する事務。
- 一四 国際商品協定の実施に関する事務。
- 一五 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務。
- 一六 貿易管理部は、前項第二号に掲げる事務のうち輸出及び輸入の管理に関する事務及び同項第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。
- 一七 地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと。
- 一八 経済産業省の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
- 一九 経済産業省の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
- 二〇 経済産業省の所掌に係る環境と調和のとれた事業活動の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

- 二一 経済産業省の所掌事務に係るイノベーションの創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
- 二二 経済産業省の所掌に係るイノベーションの創出に関する事務の総括に関する事務。
- 二三 経済産業省の所掌事務に係るイノベーションの創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
- 二四 経済産業省の所掌事務に係るイノベーションの創出に関する事務の総括に関する事務。
- 二五 経済産業省の所掌事務に係るイノベーションの創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
- 二六 経済産業省の所掌事務に係るイノベーションの創出に関する事務の総括に関する事務。
- 二七 経済産業省の所掌事務に係るイノベーションの創出に関する事務の総括に関する事務。
- 二八 通商経済上の国際協力（通商経済上の経済協力（通商経済上の地域協力に係るもの）を除く。）に係るものに関する事務。
- 二九 通商経済上の国際協力に関する事務の総括に関する事務。

- 三十 通商経済上の地域協力に関する事務の総括に関する事務。
- 三十一 経済産業省の所掌に係る技術に関する政策に関する事務。
- 三十二 経済産業省の所掌事務に係る国際協力（地域協力に係るもの）に関する事務の総括に関する事務。
- 三三 貿易経済安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 貿易経済安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 二 通商に関する調査に関する事務の総括に関する事務（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。
- 三 通商に関する協定又は取決めの実施に関する事務。
- 四 通商に関する政策及び手続に関する事務。
- 五 通商に関する調査に関する事務の総括に関する事務。
- 六 経済産業省の所掌に係る技術に関する政策の評価に関する事務。
- 七 経済産業省の所掌事務に係る技術に関する調査に関する事務の総括に関する事務。
- 八 経済産業省の所掌事務に係る技術に関する総合的な調査に関する事務。
- 九 民間における技術の開発に係る環境の整備に関する事務（特許庁の所掌に属するものを除く。）。
- 一〇 経済産業省の所掌事務に係る技術の開発及び研究及び開発をつかさどる。
- 一一 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関する事務。
- 一二 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関する事務。
- 一三 前三号に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに係る事業の発達、改善及び調整に関する事務。
- 一四 経済産業省の所掌に係る基準・認証制度に関する事務。
- 一五 産業標準の整備及び普及その他の産業標準の確認に関する手続を定めた制度をいう。以下同じ。に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
- 一六 計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関する事務（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。
- 一七 地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと。
- 一八 経済産業省の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
- 一九 経済産業省の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
- 二〇 経済産業省の所掌に係る環境と調和のとれた事業活動の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。



(総括審議官、政策立案課総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、脱炭素成長型経済構造移行推進審議官、技術総括・保安審議官、商務・サービス審議官、原子力事故対処審議官及び審議官)

**第十二条** 大臣官房に、総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、脱炭素成長型経済構造移行推進審議官一人、技術総括・保安審議官一人、商務・サービス審議官一人、原子力事故対処審議官一人及び審議官十七人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 政策立案課総括審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4 公文書監理官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要な事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

5 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要な事項のうちサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第二百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第八十三条において同じ。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関するものの企画及び立案に係る事務並びに関係事務に関する事務を総括整理する。

6 脱炭素成長型経済構造移行推進審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要な事項のうち脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関するものの企画及び立案に係る事務並びに関係事務を総括整理する。

7 技術総括・保安審議官は、命を受けて、経済産業者の所掌事務に関する重要な事項のうち技術に関するものの企画及び立案に係る事務並びに教養及び訓練に関する事務を総括整理する。

8 商務・サービス審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要な事項のうち商業・商一般、一般消費者の利益の保護及びサービス業に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

9 原子力事故対処審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要な事項のうち原子力事故災害(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。)への対処(原子力事故災害からの福島県の区域その他の区域の復興及び再生に係る取組を含む。)に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

10 審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する重要な事項の企画及び立案に係る事務(参事官)

2 参事官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

11 経済産業局及び沖縄総合事務局の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

12 経済産業局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

13 経済産業局の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

14 経済産業局の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

15 経済産業局所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

16 経済産業省設置法第三条第一項の任務に連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関すること。

17 前各号に掲げるもののほか、経済産業省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

**第十三条** 大臣官房に、参事官十六人を置く。

2 参事官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。(参事官)

10 経済産業省の所掌事務に関する重要な事項の企画及び立案に係る事務(参事官)

2 参事官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

11 経済産業局及び沖縄総合事務局の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

12 経済産業局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

13 経済産業局の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

14 経済産業局の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

15 経済産業局所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。

16 経済産業省設置法第三条第一項の任務に連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関すること。

17 前各号に掲げるもののほか、経済産業省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

**第十四条** 大臣官房に、次の八課並びに参事官三

1 会計課  
2 業務改革課  
3 秘書課  
4 総務課  
5 会計課  
6 業務改革課  
7 化学物質管理課  
8 保安政策課  
9 電力安全課  
10 製品安全課  
11 (秘書課の所掌事務)

**第十五条** 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 機密に関すること。

2 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

3 会計課の所掌事務

4 第十六条 (総務課の所掌事務)

1 経済産業省の所掌事務に関する総合調整に関すること。

2 経済産業省の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

3 経済産業研修所の組織及び運営一般に関すること。

4 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第一項の規定により経済産業省に設けられた共済組合に関すること。

5 職員(経済産業省の所管する独立行政法人の職員を含む)に貸与する宿舎に関すること。

6 経済産業省所管の建築物の營繕に関すること。

7 庁内の管理に関すること。

8 職員の執務能率の増進に必要な施設の運用に関すること。

9 東日本大震災復興特別会計の経理のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

10 東日本大震災復興特別会計及び旧米国対日援助物資等の管理及び処分並びに物品の管理のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

11 旧貿易特別会計及び旧米国対日援助物資等の管理及び処分並びに物品の管理のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

12 (業務改革課の所掌事務)

13 経済産業省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

14 行政の考査に関すること。

15 経済産業省の事務能率の増進に関すること。

16 経済産業省の保有する個人情報の保護に関すること。

17 経済産業省の情報システムの整備及び管理に関すること。

18 独立行政法人その他の法人に関する事務の総括に関すること。

19 保安政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 産業保安並びに経済産業省の所掌に係る製品の確保及び化学物質の管理に関すること。

総合的な政策の企画及び立案に関するること  
 (電力安全課、製品安全課、化学物質管理課  
 及び鉱山・火薬類監理官の所掌に属するもの  
 を除く)。

二 産業保安の確保に関すること (電力安全課  
 及び鉱山・火薬類監理官の所掌に属するもの  
 を除く)。

三 産業保安監督部及び那霸産業保安監督事務  
 所の所掌事務の運営に関する総合的監督に関  
 すること。

四 産業保安監督部及び那霸産業保安監督事務  
 所の職員の人事並びに教養及び訓練に関する  
 事務の取りまとめに関すること。

五 産業保安監督部及び那霸産業保安監督事務  
 所の機構及び定員に関する事務の取りまとめ  
 に関すること。

六 産業保安監督部及び那霸産業保安監督事務  
 所の経費の概算の調整及び配賦に関するこ  
 と。

七 産業保安監督部及び那霸産業保安監督事務  
 所所属の行政財産及び物品の管理に関する事  
 務の取りまとめに関すること。

(電力安全課の所掌事務)

**第十九条の二** 電力安全課は、次に掲げる事務を  
 つかさどる。

(製品安全課の所掌事務)

**第十九条の三** 製品安全課は、次に掲げる事務を  
 つかさどる。

一 経済産業省の所掌に係る製品の安全に関す  
 る事務の総括に関すること。

二 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律  
 第三十一号)の施行に関すること。

三 液化石油ガス器具等及びガス用品並びに電  
 気用品(一般消費者の利用に供されるものに  
 限る)の技術上の基準への適合に関するこ  
 と。

四 家庭用品の品質表示に関すること。

(化学物質管理課の所掌事務)

**第十九条の四** 化学物質管理課は、経済産業省の  
 所掌に係る化学物質の管理に関する事務をつか  
 さどる。

(鉱山・火薬類監理官の職務)

**第十九条の五** 鉱山・火薬類監理官は、次に掲げ  
 る事務をつかさどる。

一 火薬類の取締りに関すること。

二 鉱山における保安に関すること。

(参事官の職務)

**第二十条** 参事官は、命を受けて、次に掲げる事  
 務を分掌する。

一 経済産業省の所掌事務に関する統計に関す  
 る事務の総括に関すること。

二 商鉱工業に関する統計調査に関すること。

三 経済産業省の所掌事務に関する統計調査の  
 結果の総合的解析に関すること。

(経済産業政策局に置く課)

**第二十一条** 経済産業政策局に、次の十一課を置  
 く。

第一回 総務課

第二回 産業構造課

第三回 調査課

第四回 産業組織課

第五回 産業創造課

第六回 産業資金課

第七回 産業人材課

第八回 企業行動課

第九回 投資促進課

第十回 地域経済産業政策課

第十五回 産業基盤整備課

(総務課の所掌事務)

**第二十二条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさ  
 どる。

一 経済産業政策局の所掌事務に関する総合調  
 整に関すること。

二 経済産業政策局の所掌事務に関する経済全  
 情及び経済政策の調査に関すること。

三 経済産業省の所掌に係る事業に関する総合  
 的な評価に関すること。

四 経済産業省の所掌事務に関する経済に関する  
 長期計画に関すること。

五 経済産業省の所掌に係る物資(電力を含  
 む。次号において同じ。)の総合的な需給の  
 調査に関すること。

六 経済産業省の所掌に係る物資の需給の調整  
 に関する事務の総括に関すること。

七 経済産業省の所掌に係る価格に関する事務  
 の総括に関すること。

八 経済産業省の所掌事務に係る価格の統制に  
 関すること。

(産業構造課の所掌事務)

**第二十三条** 産業構造課は、次に掲げる事務をつか  
 さどる。

一 経済構造改革の推進に関すること。

二 民間の経済活力の向上を図る観点から必要  
 な経済政策問合会議において行われる経済全  
 業に関する事務の総括に関すること。

三 民間の経済活力の向上を図る観点から必要  
 な経済政策問合会議において行われる経済全  
 業の運営の基本方針の審議に係る企画及び立  
 案への参画に関すること、経済産業省の所掌に係  
 る事務の総括に関すること。

四 市場における経済取引に係る準則の整備に  
 関する事務の総括に関すること。

五 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第  
 十八号)の施行に関すること(イノベーション・  
 シヨン・環境局及び商務情報政策局並びに他  
 課の所掌に属するものを除く)。

六 前二号に掲げるもののほか、業種に普遍的  
 な産業政策に関すること(特許庁、イノベー  
 シヨン・環境局及び商務情報政策局並びに他  
 課の所掌に属するものを除く)。

七 商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関  
 すること(商務情報政策局の所掌に属するも  
 のを除く)。

八 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善  
 及び調整に関する事務の総括に関すること。

(調査課、産業創造課 産業人材課及び企業  
 行動課の所掌に属するものを除く)。

九 商工会議所及び日本商工会議所の組織及び  
 行動課の所掌で他の所掌に属しないものに関  
 すること。

十 前各号に掲げるもののほか、経済産業政策  
 局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関  
 すること。

(調査課の所掌事務)

**第二十四条** 総務課は、次に掲げる事務をつか  
 さどる。

一 産業構造の改善に関すること。

二 独立行政法人経済産業研究所の組織及び運  
 営一般に関すること。

三 産業構造審議会の庶務に関すること。

(産業構造課の所掌事務)

**第二十五条** 産業構造課は、次に掲げる事務をつか  
 さどる。

一 企業間関係その他の産業組織の改善に関する  
 こと。

二 不正競争の防止に関すること。

三 工業所有権及びこれに類するものの保護及  
 び利用に関すること(特許庁及び商務情報政  
 策局の所掌に属するものを除く)。

(産業創造課の所掌事務)

**第二十六条** 産業創造課は、次に掲げる事務をつか  
 さどる。

一 産業活動の創造に関する総合的な政策の企  
 画及び立案並びに推進に関すること。

二 産業活動の革新に関する総合的な政策の企  
 画及び立案並びに推進に関すること。

三 産業活動の再生に関する総合的な政策の企  
 画及び立案並びに推進に関すること。

四 産業資金課は、次に掲げる事務をつか  
 さどる。

一 経済産業省の所掌に係る金融上の措置に関  
 する事務の総括に関すること。

二 経済産業省の所掌事務に関する財政投融資  
 計画に関する事務の総括に関すること。

三 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者  
 に係る信用保険の特例に関する臨時措置法  
 (平成十年法律第百五十一号)に規定する破  
 綻金融機関等関連特別保険等に関する事務  
 の調整に関する事務。

四 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を  
 行う事業の促進に関する法律(平成二十二年  
 法律第三十八号)の施行に関する事務(製造  
 産業局及び商務情報政策局の所掌に属するも  
 のを除く)。

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十  
 八条第一項第二号に掲げる業務に関する事務  
 の調整に関する事務。

六 独立行政法人経済産業研究所の組織及び運  
 営一般に関する事務。

七 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十  
 八条第一項第二号に掲げる業務に関する事務  
 の調整に関する事務。

八 独立行政法人経済産業研究所の組織及び運  
 営一般に関する事務。

九 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十  
 八条第一項第二号に掲げる業務に関する事務  
 の調整に関する事務。

一 経済産業省の所掌に係る人材に関する事務  
 の総括に関すること。

二 経済産業省の所掌に係る人材の育成に関す  
 ること(通商政策局及びイノベーション・環  
 境局の所掌に属するものを除く)。

(企業行動課の所掌事務)

**第二十七条** 産業人材課は、次に掲げる事務をつか  
 さどる。

一 経済産業省の所掌に係る人材に関する事務  
 の総括に関する事務。

二 経済産業省の所掌に係る人材の育成に関す  
 ること(通商政策局及びイノベーション・環  
 境局の所掌に属するものを除く)。

(企業行動課の所掌事務)

**第二十八条** 企業行動課は、次に掲げる事務をつか  
 さどる。

一 経済産業省の所掌に係る事業に関する事務  
 の総括に関する事務。

二 経済産業省の所掌に係る事業に関する事務  
 の総括に関する事務。

三 経済産業省の所掌に係る事業に関する事務  
 の総括に関する事務。

四 経済産業省の所掌に係る事業の経理に関す  
 る事務の総括に関する事務。

五 経済産業省の所掌に係る事業に関する事務  
 の総括に関する事務。

六 経済産業省の所掌に係る事業に関する事務  
 の総括に関する事務。

七 経済産業省の所掌に係る事業に関する事務  
 の総括に関する事務。

八 経済産業省の所掌に係る事業の労務に関す  
 る事務の総括に関する事務。





- 四 鉱工業の科学技術に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 五 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の実施に関すること。
- 六 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関すること。
- 七 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- 八 第四号及び前二号に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く）。
- 九 技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十（基準認証政策課の所掌事務））の施行に関すること。

第六十一条 基準認証政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済産業省の所掌に係る基準・認証制度に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 産業標準の整備及び普及その他の産業標準化に関する事務の総括に関すること。

三 産業標準化に関する国際機関及び国際会議課の所掌に属するもの（国際標準課及び国際電気標準化に関するもの）を除く）。

四 鉱工業の科学技術の進歩及び改良を図るための技術上の情報及び研究材料の整備に関する事務をつかさどる。

五 計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関する事務（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く）。

六 地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと。

七 日本産業標準調査会の庶務に関する事務。

八 計量行政審議会の庶務に関する事務（国際標準課の所掌事務）。

第六十二条 国際標準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 國際標準化機構に関する事務。

二 産業標準の整備及び普及に関する事務（国際電気標準課の所掌に属するものを除く）。

三 産業標準に対する適合性の確認に関する事務（国際電気標準課の所掌に属するものを除く）。

（国際電気標準課の所掌事務）

第六十三条 国際電気標準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（国際電気標準課の所掌事務）

第六十四条 環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済産業省の所掌に係る環境の保全に関する事務の総括に関する事務。

二 経済産業省の所掌に係る環境と調和のとれた事業活動の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

三 経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

（脱炭素成長型経済構造移行投資促進課の所掌事務）

第六十五条 脱炭素成長型経済構造移行投資促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に関する投資その他の事業活動の促進に関する事務。

（資源循環経済課の所掌事務）

第六十六条 製造産業局に、次の九課を置く。

（製造産業局に置く課）

第一 鉄鋼課（他課の所掌に属する事務に係るものを除く）。

第二 軽金属課（ニッケル、コバルト、チタニウム及び希有金属）。

第三 電線、ケーブル、伸銅品及び鉛管板等の他非鉄金属製品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く）。

第四 鉄鋼製品（他課の所掌に属する事務に係るものを除く）。

第五 鉛錫課（他課の所掌に属する事務に係るものを除く）。

第六 生活製品課（他課の所掌に属する事務に係るものを除く）。

第七 素材産業課（他課の所掌に属する事務に係るものを除く）。

第八 金屬課（他課の所掌に属する事務に係るものを除く）。

第九 自動車課（他課の所掌に属する事務に係るものを除く）。

第十 航空機器産業課（他課の所掌に属する事務に係るものを除く）。

第十一 宇宙産業課（他課の所掌に属する事務に係るものを除く）。

（総務課の所掌事務）

第六十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 製造産業局の所掌事務に関する総合調整に關すること。

二 製造産業局の所掌に係る調査に関する事務の総括に關すること。

（素材産業課の所掌事務）

第六十八条 鉱物課は、第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関する事務に係るものに関することをつかさどる。

一 非鉄金属（核燃料物質を除く）の回収及び再生に関する事務。

二 水晶石及びふつ化アルミニウムの回収及び再生に関する事務。

（素材産業課の所掌事務）

第六十九条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに関する事務。

二 ソーダ及びその誘導品の無機酸。

（無機酸）

三 前二号に掲げるもののほか、製造産業局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

（有機触媒を除く）。

四 冷媒及び触媒（有機触媒を除く）。

五 石油化学工業品（他課の所掌に属する事務に係るもの）。

（第六十一条の規定による）

第六十条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済産業省の所掌事務に係る資源の循環利用等（リサイクルの推進その他資源の有効な利用、産業公害の防止及び産業廃棄物の効率的な処理をいう）の確保に関する経済環境の整備に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

（第六十一条の規定による）

第六十一条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済産業省の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

（第六十一条の規定による）

第六十二条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 製造産業局の所掌事務に関する総合調整に關すること。

二 製造産業局の所掌に係る調査に関する事務の総括に關すること。

（第六十一条の規定による）

第六十三条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十四条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 鉱物課の所掌に属する事務に係るものを除く。

（第六十一条の規定による）

第六十五条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十六条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十七条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十八条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十九条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十一条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十二条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十三条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十四条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十五条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十六条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十七条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十八条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十九条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十一条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十二条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十三条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十四条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十五条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十六条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十七条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十八条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十九条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十一条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十二条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十三条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十四条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十五条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十六条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十七条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十八条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十九条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十一条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十二条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十三条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十四条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十五条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十六条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十七条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十八条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十九条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十一条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十二条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十三条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十四条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十五条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十六条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十七条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十八条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十九条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十一条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十二条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十三条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十四条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十五条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十六条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十七条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十八条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十九条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十一条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十二条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十三条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

第六十四条 素材産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（第六十一条の規定による）

石炭化学工業品（他課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）	合成樹脂及び可塑剤
合成樹脂製品（他課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）	合成樹脂製品（他課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）
可燃性天然ガスの誘導品	可燃性天然ガスの誘導品
合成ゴム	合成ゴム
合成樹脂及び可塑剤	染料中間物、医薬品中間物及び農薬中間物
合成樹脂製品（他課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）	合成洗剤、選鉱剤その他の界面活性剤
合成染料、有機顔料、拔染剤及び人工甘味料	合成染料、有機顔料、拔染剤及び人工甘味料
塗料、印刷インク及び印刷ワニス	塗料、印刷インク及び印刷ワニス
ろうそく	ろうそく
真感光材料	樹脂、樹脂ろう及び五倍子
合成糊料、糊抜剤及び接着剤	合成糊料、糊抜剤及び接着剤
アンモニア系製品	アンモニア系製品
その他生物化学の知見を利用して製造される化学工業品以外の化学工業品（金属課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）	その他生物化学の知見を利用して製造される化学工業品以外の化学工業品（金属課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）
板ガラス、光学ガラス及びガラス織維	板ガラス、光学ガラス及びガラス織維
耐火物及び土管	耐火物及び土管
電極、電ブラン、炭素棒、ピッチコーケス	電極、電ブラン、炭素棒、ピッチコーケス
その他炭素製品	その他炭素製品
セメント及びセメント製品	セメント及びセメント製品
研削剤、研削砥石及び研磨布紙	研削剤、研削砥石及び研磨布紙
その他窯業品（生活製品課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）	その他窯業品（生活製品課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）
砂利その他骨材及び石材	砂利その他骨材及び石材
紙及び紙製品	紙及び紙製品
バルブ及びセロファン	バルブ及びセロファン
二 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、アルコール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。）に関するものに關すること。	二 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、アルコール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。）に関するものに關すること。
三 工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること並びに第八条第九号に掲げる事務のうち工業塩に関するものに關すること。	三 工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること並びに第八条第九号に掲げる事務のうち工業塩に関するものに關すること。
四 化学肥料（炭酸カルシウムを除く。）の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に關すること。	四 化学肥料（炭酸カルシウムを除く。）の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に關すること。

第七十三条 生活製品課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第七十二条 削除
一 住宅設備機器及びインテリア用品に関する事務	一 住宅設備機器及びインテリア用品に関する事務
二 工場生産住宅その他の界面活性剤	二 工場生産住宅その他の界面活性剤
三 前号に掲げるもののほか、第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに關すること。	三 前号に掲げるもののほか、第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物資に関するものに關すること。
四 産業機械の所掌事務	四 産業機械の所掌事務
第五十条 産業機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第五十条 産業機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關すること。	一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關すること。
二 自転車競走及び小型自動車競走の施行に關すること。	二 自転車競走及び小型自動車競走の施行に關すること。
三 热処理業の発達、改善及び調整に關すること。	三 热処理業の発達、改善及び調整に關すること。
四 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に關する事務のうちロボットの利用に關すること。	四 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に關する事務のうちロボットの利用に關すること。
第五十一条 自動車課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第五十一条 自動車課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關すること。	一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關すること。
二 自動車（トレーラーを含む。）並びにその車体及び部品	二 自動車（トレーラーを含む。）並びにその車体及び部品
三 トランクターその他特殊自動車	三 トランクターその他特殊自動車
四 （自動車課の所掌事務）	四 （自動車課の所掌事務）
第五十二条 消防ポンプ	第五十二条 消防ポンプ
第五十三条 ばね	第五十三条 ばね
第五十四条 産業車両及び陸用内燃機関	第五十四条 産業車両及び陸用内燃機関
第五十五条 自転車（リヤカーを含む。）及びその部品	第五十五条 自転車（リヤカーを含む。）及びその部品
第五十六条 航空機武器業課の所掌事務	第五十六条 航空機武器業課の所掌事務
第五十七条 航空機武器業課は、第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關することをつかさどる。	第五十七条 航空機武器業課は、第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關することをつかさどる。
第五十八条 航空機及びその部品	第五十八条 航空機及びその部品
第五十九条 武器及びその部品	第五十九条 武器及びその部品
第六十条 猶銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃、捕鯨用標識銃、救命索發射銃及び空氣銃	第六十条 猶銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃、捕鯨用標識銃、救命索發射銃及び空氣銃
第六十一条 宇宙産業課の所掌事務	第六十一条 宇宙産業課の所掌事務
第六十二条 宇宙産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第六十二条 宇宙産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、人工衛星及びロケット（航空機武器業課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）	一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、人工衛星及びロケット（航空機武器業課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）
二 宇宙の開発に關する大規模な技術開発であつて、鉄工業の発達及び改善を図るものに關すること。	二 宇宙の開発に關する大規模な技術開発であつて、鉄工業の発達及び改善を図るものに關すること。
三 経済産業省の所掌に属する事業の発達、改善及び調整に關する事務のうち宇宙の利用に關するものの総括に關すること。	三 経済産業省の所掌に属する事業の発達、改善及び調整に關する事務のうち宇宙の利用に關するものの総括に關すること。

れんが及び瓦	れんが及び瓦
石膏製品、石綿製品及び岩綿製品	石膏製品、石綿製品及び岩綿製品
建築金物及び建具	建築金物及び建具
畳、畳床、リノリウムその他床材	畳、畳床、リノリウムその他床材
アスファルトルーフィング、アスファルト乳剤その他防水工事材料	アスファルトルーフィング、アスファルト乳剤その他防水工事材料
繊維板その他建築材料（木材及び素材産業課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）	繊維板その他建築材料（木材及び素材産業課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）
その他土木建築材料（木材及び素材産業課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）	その他土木建築材料（木材及び素材産業課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）
熱絶縁装置	熱絶縁装置
木材の防腐業及び防火加工業の発達、改善及び調整に關すること。	木材の防腐業及び防火加工業の発達、改善及び調整に關すること。
（産業機械の所掌事務）	（産業機械の所掌事務）
第五十四条 産業機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第五十四条 産業機械課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關すること。	一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關すること。
二 自転車競走及び小型自動車競走の施行に關すること。	二 自転車競走及び小型自動車競走の施行に關すること。
三 热処理業の発達、改善及び調整に關すること。	三 热処理業の発達、改善及び調整に關すること。
四 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に關する事務のうちロボットの利用に關すること。	四 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に關する事務のうちロボットの利用に關すること。
第五十五条 自動車課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第五十五条 自動車課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關すること。	一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關すること。
二 自動車（トレーラーを含む。）並びにその車体及び部品	二 自動車（トレーラーを含む。）並びにその車体及び部品
三 トランクターその他特殊自動車	三 トランクターその他特殊自動車
四 （自動車課の所掌事務）	四 （自動車課の所掌事務）
第五十六条 消防ポンプ	第五十六条 消防ポンプ
第五十七条 ばね	第五十七条 ばね
第五十八条 産業車両及び陸用内燃機関	第五十八条 産業車両及び陸用内燃機関
第五十九条 自転車（リヤカーを含む。）及びその部品	第五十九条 自転車（リヤカーを含む。）及びその部品
第六十条 航空機武器業課の所掌事務	第六十条 航空機武器業課の所掌事務
第六十一条 宇宙産業課は、第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關することをつかさどる。	第六十一条 宇宙産業課は、第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、次に掲げる物質に関するものに關することをつかさどる。
一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、人工衛星及びロケット（航空機武器業課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）	一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、人工衛星及びロケット（航空機武器業課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）
二 宇宙の開発に關する大規模な技術開発であつて、鉄工業の発達及び改善を図るものに關すること。	二 宇宙の開発に關する大規模な技術開発であつて、鉄工業の発達及び改善を図るものに關すること。
三 経済産業省の所掌に属する事業の発達、改善及び調整に關する事務のうち宇宙の利用に關するものの総括に關すること。	三 経済産業省の所掌に属する事業の発達、改善及び調整に關する事務のうち宇宙の利用に關するものの総括に關すること。

第六十一条 宇宙産業課の所掌事務	第六十一条 宇宙産業課の所掌事務
第六十二条 宇宙産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第六十二条 宇宙産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、人工衛星及びロケット（航空機武器業課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）	一 第八条第一号及び第九号に掲げる事務であつて、人工衛星及びロケット（航空機武器業課の所掌に属する事務に係るもの）を除く。）
二 宇宙の開発に關する大規模な技術開発であつて、鉄工業の発達及び改善を図るものに關すること。	二 宇宙の開発に關する大規模な技術開発であつて、鉄工業の発達及び改善を図るものに關すること。
三 経済産業省の所掌に属する事業の発達、改善及び調整に關する事務のうち宇宙の利用に關するものの総括に關ること。	三 経済産業省の所掌に属する事業の発達、改善及び調整に關する事務のうち宇宙の利用に關するものの総括に關ること。
第六十三条 削除	第六十三条 削除
第六十四条 削除	第六十四条 削除
第六十五条 削除	第六十五条 削除
第六十六条 削除	第六十六条 削除
第六十七条 削除	第六十七条 削除
第六十八条 削除	第六十八条 削除
第六十九条 削除	第六十九条 削除







十二 資源エネルギー庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。	新エネルギーシステム課 省エネルギー課 新エネルギー課 水素・アンモニア課 (政策課の所掌事務)
十四 資源エネルギー庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に關すること。	第百四十四条 政策課は、省エネルギー及び新エネルギーに関する基本的な政策に関する事務をつかさどる。
十五 エネルギー対策特別会計の経理に關すること。	第百五十五条 新エネルギーシステム課は、省エネルギー及び新エネルギーに関する技術を効果的に組み合わせて一體的に活用する新たなエネルギーの供給及び利用に係るシステムに関する政策に關する事務をつかさどる。
十六 資源エネルギー庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。	第百六十六条 省エネルギー課は、省エネルギーに関する政策に関する事務をつかさどる。
十七 鉱物資源及びエネルギーに關する総合的な政策に關すること。	第百七十七条 新エネルギー課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (新エネルギー課の所掌事務)
十八 資源エネルギー庁の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する事務の総括に關すること。	第一 新エネルギーに関する政策に關すること (資源・燃料部及び水素・アンモニア課の所掌に属するものを除く)。
十九 資源エネルギー庁の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に關すること。	第二 調達価格等算定委員会の庶務に關すること (新エネルギー課の所掌事務)
二十 物資の流通（輸送、保管及び保険を含む。）の効率化及び適正化に関する資源エネルギー庁の所掌に係る事務の総括に關すること。	第三 石炭及び亜炭並びにこれら製品に關する事務で他の所掌に属しないものに關すること。
二十一 資源エネルギー庁の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務の総括に關すること。	第四 石油、可燃性天然ガス、石炭及び亜炭の埋藏量の調査に關すること。
二十二 総合資源エネルギー調査会の庶務に關すること。	第五 第百八条第四号及び第六号に掲げる事務であつて、石炭及び亜炭並びにこれら製品に關するものに關すること。
二十三 前各号に掲げるもののほか、資源エネルギー庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。	第六 資源・燃料部の所掌に係る資源を原材料として製造される水素及びアンモニアの輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に關すること（製造産業局の所掌に属するものを除く）。
(国際課の所掌事務)	第七 石炭鉱業及び亜炭鉱業に係る鉱害に關すること。
第一百十二条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第八 水洗炭業による被害の防止に關すること。
一 鉱物資源及びエネルギーに係る通商経済上の国際協力に關すること。	第九 石油製品の生産に関する事務をつかさどる。
二 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち資源エネルギー庁の所掌に係るものに關する事務の総括に關すること。	第十 石油製品の輸出及び輸入に關すること。
(省エネルギー・新エネルギー・新エネルギー部に置く課)	第十一 石油製品の備蓄に關すること（燃料供給基盤整備課の所掌事務）。
第一百十三条 省エネルギー・新エネルギー部に、次の五課を置く。	第十二 石油及び石油製品の需要の調整に關すること（燃料環境適合利用推進課の所掌事務）。
政策課	第十三 石油及び可燃性天然ガス並びに石油製品及び燃料供給基盤整備課の所掌に属するものを除く。

二 鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。	新エネルギーシステム課 省エネルギー課 新エネルギー課 水素・アンモニア課 (政策課の所掌事務)
三 資源エネルギー庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に關すること。	第百四十九条 資源・燃料部に、次の四課を置く。 (政策課の所掌事務)
一 石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他	第一 燃料供給基盤整備課 燃料環境適合利用推進課
二 石油製品の輸出及び輸入に關すること。	第二 資源開発課
三 石油及び石油製品の備蓄に關すること（燃料環境適合利用推進課の所掌に属するものを除く）。	第三 放射性廃棄物対策課
(省エネルギー・新エネルギー・新エネルギー部に置く課)	第四 原子力立地・核燃料サイクル産業課

四 石油及び可燃性天然ガス並びに石油製品及び燃料供給基盤整備課の所掌に属するものを除く。	第五 石油及び可燃性天然ガス並びに石油製品及び燃料供給基盤整備課の所掌に属するものを除く。
五 石油及び可燃性天然ガス製品の流通に關すること。	第六 石油バイライン事業の発達、改善及び調整に關すること。
六 石油製品に類するものに關するものに關すること。	第七 第百八条第四号及び第六号に掲げる事務であつて、石油製品に類するものに關するものに關すること。
七 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の組織及び運営一般に關すること。	第八 和五十一年法律第八十八号の施行に關すること。
八 液化石油ガスの取引の適正化に關すること。	第九 挥発油等の品質の確保等に關する法律（昭和五十一年法律第八十八号）の施行に關すること。
九 挥発油等の品質の確保等に關する事務をつかさどる。	第十 第百二十二条 資源開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (資源開発課の所掌事務)

一 石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他	第一 放射性廃棄物対策課
二 石油製品の輸出及び輸入に關すること。	第二 原子力立地・核燃料サイクル産業課
三 石油及び石油製品の備蓄に關すること（燃料環境適合利用推進課の所掌に属するものを除く）。	第三 電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
(燃料供給基盤整備課の所掌事務)	第四 電気及び電気事業に關すること（電力・ガス取引監視等委員会及び電力基盤整備課の所掌に属するものを除く）。
四 石油製品の生産に関する事務をつかさどる。	第五 電気の適正な計量の実施の確保に關すること（電気の取引に關するものに限る）。
五 熱及び熱供給事業に關すること（電力・ガス取引監視等委員会の所掌に属するものを除く）。	第六 四ガス及びガス事業に關すること（電力・ガス取引監視等委員会の所掌に属するものを除く）。

**（電力基盤整備課の所掌事務）**

**第一百二十七条** 電力基盤整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 電源開発に関する基本的な政策の企画及び立案案並びに推進に関すること。

二 発電水力の調査及び調整並びに電源の開発その他電気に関する施設の建設の推進に関すること（原子力立地・核燃料サイクル産業課の所掌に属するもの除外）。

三 電気の供給計画に関すること。

四 電気の需給の調整に関すること。

**（原子力政策課の所掌事務）**

**第一百二十八条** 原子力政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 エネルギーに関する原子力政策に関すること。

二 エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関すること（原子力立地・核燃料サイクル産業課及び放射性廃棄物対策課の所掌に属するものを除く）。

三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の行う業務のうち核燃料サイクルを技術的に確立するため必要な業務に関すること。（原子力立地・核燃料サイクル産業課の所掌事務）

**第一百二十九条** 原子力立地・核燃料サイクル産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 核原料物質及び核燃料物質の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。

二 第百九条第七号及び第八号に掲げる事務であつて、核原料物質及び核燃料物質に関するものに関すること。

三 エネルギーとしての利用に関する核原料物質及び核燃料物質に係る技術開発に関すること。

四 原子力発電施設の建設の推進に関すること。

**（放射性廃棄物対策課の所掌事務）**

**第一百三十条** 放射性廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 エネルギーとしての利用に関する放射性廃棄物に係る技術開発に関すること。

二 経済産業省の所掌に係る原子力に係る廃棄の事業の発達、改善及び調整に関すること。

**第一百三十一条から第一百三十三条まで 削除**

**第二節 特許庁**

**第一款 特別な職**

**（特許技監）** 特許庁に、特許技監一人を置く。

特許監は、命を受けて、工業所有権に関する審査及び審判に関する事務のうち技術に関する重要な事項を総括整理する。

(部の設置) 第二款 内部部局

(部の設置) 第百三十五条 特許庁に、次の七部を置く。

総務部	審査業務部
審査第一部	審査第二部
審査第三部	審査第四部
審判部	(総務部の所掌事務)

第一百三十六条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 特許庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び庁印に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 六 特許庁の保有する個人情報の保護に関すること。
- 七 特許庁の行政の保護に関すること。
- 八 特許庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 九 特許庁の行政の考査に関すること。
- 十 広報に関すること。
- 十一 特許庁の機構及び定員に関すること。
- 十二 特許特別会計の経理に関すること。
- 十三 特許特別会計に属する行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十四 特許庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十五 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 十六 工業所有権に関する指導に関すること。
- 十七 工業所有権に関する調査及び統計に関すること。
- 十八 工業所有権に関する公報その他の資料の収集、編集及び刊行に関すること。
- 十九 工業所有権に関する分類に関すること。

<p><b>(審判部の所掌事務)</b></p> <p><b>第一百四十二条</b> 審判部は、工業所有権に関する審判並びに特許異議及び登録異議に関する事務をつかさどる。</p> <p>(特許庁の課等の数)</p>
<p><b>第一百四十三条</b> 次の各号に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>一 総務部 七</p>
<p>二 審査業務部 三</p>
<p>三 審査第一部 二</p>
<p>四 審判部 一</p>
<p>一 審査業務部 四人</p>
<p>二 審査第一部 八人</p>
<p>三 審査第二部 七人</p>
<p>四 審査第三部 七人</p>
<p>五 審査第四部 七人</p>
<p>六 審判部 百二十九人</p>
<p>(工業所有権審議会)</p>
<p><b>第三款</b></p>
<p><b>第一百四十四条</b> 特許庁に、工業所有権審議会を置く。</p>
<p><b>2</b> 工業所有権審議会は、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第八十五条第一項（同法実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）及び意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第三十三条第七項の規定において準用する場合を含む。）及び弁理士法（平成十二年法律第百四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>
<p>3 前項に定めるもののほか、工業所有権審議会に關し必要な事項については、工業所有権審議会令（平成十二年政令第二百九十四号）の定めるとところによる。</p>
<p><b>第一百四十五条</b> 削除</p>
<p><b>第三節 中小企業庁</b></p>
<p><b>第一款 特別な職</b></p>
<p>(次長)</p>
<p><b>第一百四十六条</b> 中小企業庁に、次長一人を置く。</p>

## 第二款 内部部局

**第一目 長官官房及び部の設置等**  
 (長官官房及び部の設置)  
**第一百四十七条** 中小企業庁に、長官官房及び次の二部を置く。  
 事業環境部  
 経営支援部  
 (長官官房の所掌事務)

**第一百四十八条** 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。  
 一 機密に関すること。  
 二 中小企業庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。  
 三 長官の官印及び印の保管に関すること。  
 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。  
 五 公文書類の審査に関すること (事業環境部の所掌に属するものを除く)。  
 六 中小企業庁の保有する情報の公開に関すること。  
 七 中小企業庁の行政の考査に関すること。  
 八 中小企業庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。  
 九 中小企業庁の行政の向上に関すること。  
 十 広報に関すること。  
 十一 中小企業庁の機構及び定員に関すること。  
 十二 中小企業庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。  
 十三 中小企業庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。  
 十四 中小企業庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。  
 十五 中小企業の経営に関する相談及び中小企業に関する行政に関する苦情若しくは意見の申出又は照会につき、必要な処理をし、又はそのあせんをすること。  
 十六 信用保証協会法 (昭和二十八年法律第百九十六号) の施行に関する事務のうち検査に関する事務であつて、経済産業省の所掌に係るものに関すること。  
 十七 株式会社日本政策金融公庫法 (平成十九年法律第五十七号) の施行に関する事務のうち検査に関する事務であつて、経済産業省の所掌に係るものに関すること。

**第百四十九条** 事業環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。  
 一 中小企業の育成及び発展を図るために基本となる方策の企画及び立案に関すること。  
 二 法令案及び例規案の審査及び進達に関すること。  
 三 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての総合的な情報の収集、分析及び提供に関すること。  
 四 中小企業に関する基本問題及びその他の中下請関係にある中小企業の経営の向上に関すること。  
 五 中小企業に係る取引の適正化に関すること。  
 六 中小企業の事業活動の機会の確保に関すること。  
 七 下請関係にある中小企業の経営の向上に関すること。  
 八 中小企業における経営の承継の円滑化に関すること。

**第二目 課の設置等**  
 (長官官房に置く課)  
**第一百五十一条** 長官官房に、総務課を置く。  
 (総務課の所掌事務)  
**第一百五十二条** 総務課は、第百四十八条各号に掲げる事務をつかさどる。  
 (事業環境部に置く課)

**第三目 財務課の所掌事務**  
 (財務課の所掌事務)  
**第一百五十六条** 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
 一 中小企業に対する円滑な資金の供給に関すること (長官官房及び経営支援部並びに財務課の所掌に属するものを除く)。  
 二 中小企業信用保険に関する事務の総括に関すること。

**第四目 経営課の所掌事務**  
 (経営課の所掌事務)  
**第一百五十五条** 経営課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
 一 中小企業に対する円滑な資金の供給に関すること (長官官房及び経営支援部並びに財務課の所掌に属するものを除く)。  
 二 中小企業の交流又は連携及び中小企業による組織に関すること (イノベーション・環境局の所掌に属するものを除く)。  
 三 中小企業の経営に関する診断、助言及び研修に関すること。

**第五目 企画課の所掌事務**  
 (企画課の所掌事務)  
**第一百五十四条** 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
 一 中小企業の育成及び発展を図るために基本となる方策の企画及び立案に関すること。  
 二 法令案及び例規案の審査及び進達に関すること。  
 三 下請関係にある中小企業の経営の向上に関する事項についての総合的な情報の収集、分析及び提供に関すること。  
 四 中小企業に関する基本問題及びその他の中下請関係にある中小企業の経営の向上に関すること。  
 五 中小企業に係る取引の適正化に関すること。

**第六目 経営支援課の所掌事務**  
 (経営支援課の所掌事務)  
**第一百五十五条** 経営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
 一 中小企業の経営方法の改善、技術の向上その他の経営の向上に関すること (事業環境部の所掌に属するものを除く)。  
 二 中小企業の経営方法の改善その他の経営の所掌に属するものに限り、財務課の所掌に属するものを除く)。及び同法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関する事務に限る)。

**第七目 小規模企業振興課の所掌事務**  
 (小規模企業振興課)  
**第一百五十九条** 経営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
 一 中小企業の経営方法の改善その他の経営の向上に関すること (事業環境部及び小規模企業振興課の所掌に属するものを除く)。

二 中小企業の経営に関する診断、助言及び研修に関すること。

三 中小企業の交流又は連携及び中小企業による組織に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四 中小企業庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。

五 中小企業の海外における事業の展開の促進に関すること。

六 中小企業の技術の向上に関すること。

七 中小企業の新技術を利用した事業活動の促進に関すること。

八 中小企業等経営強化法の施行に関すること

（同法第十四条第一項に規定する経営革新計画（中小企業者に係るものに限る。）並びに同法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務及び同法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務に関する事務に限る。）。

（小規模企業振興課の所掌事務）

**第一百六十条** 小規模企業振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小規模企業の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二 中小企業の新たな事業の創出に関する事務（イノベーション・環境局の所掌に属するものを除く。）。

三 中小企業の新たな事業活動を通じた経営の向上に関する事務（事業環境部及び経営支援課の所掌に属するものを除く。）。

四 中小企業の新たな事業活動の促進に係る中小企業の新たな事業活動の促進に係る中商工会及び全国商工会連合会の組織及び運営一般に関する事務。

五 中小企業の経営の安定に関する事務

環境部の所掌に属するものを除く。）。

六 商工会及び全国商工会連合会の組織及び運営一般に関する事務。

七 中小企業等経営強化法の施行に関する事務（経済産業政策局及びイノベーション・環境局並びに事業環境部並びに経営支援課の所掌に属するものを除く。）。

（商業課の所掌事務）

**第一百六十二条** 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小売商業及び中小サービス業並びに中小卸商業の育成及び発展に関する事務。

二 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の施行に関する事務。

三 百一號) の施行に關すること。

四 中心市街地の活性化に關する法律の施行に關することと(中小小売商業高度化事業に關することに限る)。

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に關する法律の施行に關すること(中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に關することに限る)。

(施行期日)

**第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(経済産業政策局の所掌事務の特例)

**第二条** 経済産業政策局は、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第九条第一項に規定する株式に関して行う処分その他の事務の調整に関する事務をつかさどる。

(製造産業局の所掌事務の特例)

**第三条** 製造産業局は、第八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、中小企業総合事業団及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた保険関係に係る同法第一条(第二号に係る部分を除く。)の規定による廃止前の機械類信用保険法(昭和三十六年法律第百五十六号)第十一條に規定する機械類信用保険に関する事務をつかさどる。

**第四条及び第五条 削除**

(経済産業政策局産業創造課の所掌事務の特例)

**第六条** 経済産業政策局産業創造課は、第二十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第九条第一項に規定する株式に関して行う処分その他の事務の調整に関する事務をつかさどる。

(製造産業局産業機械課の所掌事務の特例)

**第七条** 経済産業政策局産業資金課は、第二十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第九条第一項に規定する株式に関して行う処分その他の事務をつかさどる。

**第八条** 製造産業局産業機械課は、第七十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第三条に規定する事務をつかさどる。

**第九条** 商務情報政策局商取引監督課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）附則第三条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第二条の規定による廃止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号。以下「旧特定債権法」という。）の規定に基づく書面の閲覧に関する事務に関すること。

二 信託業法附則第三条第四項の規定による同法の施行後における旧特定債権法第六条各号に適合する旨の確認に関すること。

三 信託業法附則第三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定債権法の規定に基づく報告徴収及び確認の取消しに関すること。

四 信託業法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定債権法の規定に基づく同法第二条第四項に規定する特定債権等譲受業を當む者の検査及び監督に関すること。

（中小企業庁事業環境部の所掌事務の特例）  
**第十一条** 中小企業庁事業環境部は、第一百四十九条各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

（中小企業庁事業環境部金融課の所掌事務の特例）  
**第十二条** 中小企業庁事業環境部金融課は、第一百五十五条各号に掲げる事務のほか、前条に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

**附 則**（平成二二年六月七日政令第三三三号）抄  
（施行期日）

**第一条** この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二二年九月二二日政令第四三四号）抄

（施行期日）  
附 則（平成二年一月十五日政令第五  
四七七号）抄

（施行期日）  
附 則（平成三年三月二二日政令第五  
六号）抄

（施行期日）  
附 則（平成三年三月二八日政令第七  
六号）抄

（施行期日）  
附 則（平成三年三月三十日政令第九  
四号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二百二条第一項の表の改正規定は、平成十三年五月一日から施行する。

（施行期日）  
附 則（平成三年四月一五日政令第一  
七六号）抄

（施行期日）  
附 則（平成三年六月二九日政令第二  
二四号）

この政令は、平成十三年七月一日から施行する。

（二号）抄

附 則（平成一三年九月五日政令第二八  
二号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十四年一月一日）から施行する。

（二号）抄

附 則（平成一三年一一月一四日政令第  
四〇六号）抄

（施行期日）

附 則 (平成一四年三月六日政令第四二)	附 則 (平成一五年九月一〇日政令第四)
(施行期日) 号) 抄	(六号) ○六号) 抄
第一条 この政令は、平成十四年三月三十一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第十三条及び第十六条から第十八条までの規定は、同年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十七条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 (平成一四年四月一日政令第一三)	附 則 (平成一五年九月一二日政令第四)
この政令は、平成十四年七月一日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則 (平成一四年六月二五日政令第二)	附 則 (平成一五年九月二五日政令第四)
この政令は、平成十四年七月一日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一号の規定は、平成十六年十月一日から施行する。
附 則 (平成一五年三月二四日政令第六)	附 則 (平成一五年九月二五日政令第四)
(施行期日) 第一条 この政令は、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、法第三条の規定の施行の日（平成十五年十月二日）から施行する。
附 則 (平成一五年三月二八日政令第一)	附 則 (平成一五年九月二五日政令第四)
(施行期日) 第一条 この政令は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（以下「法」という。）附則第一条第二号に定める日（平成十五年四月一日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年十月二日）から施行する。
附 則 (平成一五年四月一一日政令第一七)	附 則 (平成一五年一二月二五日政令第五)
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、平成十六年一月五日から施行する。
附 則 (平成一五年四月九日政令第二〇)	附 則 (平成一五年一二月一〇日政令第六)
この政令は、株式会社産業再生機構法の施行の日（平成十五年四月十日）から施行する。	この政令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一五年八月六日政令第三五)	附 則 (平成一五年一二月二十五日政令第七)
この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。	この政令は、法の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一五年八月八日政令第三六)	附 則 (平成一五年一二月二十五日政令第七)
(施行期日) 第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
(四号) 号) 抄	(二号) ○二号) 抄
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十一条までの規定並びに附則第七条から第十二条まで及び第十四条から第三十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十一条まで及び第十四条から第三十一条までの規定は、平成十六年七月一日から施行する。
附 則 (平成一五年八月八日政令第三六)	附 則 (平成一六年五月二六日政令第一)
(施行期日) 第一条 この政令は、機構の成立の時から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、機構の成立の時から施行する。
附 則 (平成一六年六月二三日政令第二)	附 則 (平成一八年三月三〇日政令第九)
この政令は、平成十六年八月一日から施行する。	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一六年九月二九日政令第二)	附 則 (平成一八年四月二六日政令第一)
この政令は、平成十六年八月一日から施行する。	この政令は、工業再配置促進法を廃止する法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一六年九月三〇日政令第二)	附 則 (平成一八年五月二四日政令第二)
この政令は、平成十六年十月一日から施行する。	この政令は、平成十八年五月一日から施行する。
附 則 (平成一六年一二月二八日政令第七)	附 則 (平成一八年五月二四日政令第二)
(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
附 則 (平成一七年三四月二四日政令第七)	附 則 (平成一八年五月二四日政令第二)
(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年三月三十日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
附 則 (平成一七年四月一日政令第一)	附 則 (平成一八年五月二四日政令第二)
(施行期日) 第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
附 則 (平成一五年一二月二十五日政令第七)	附 則 (平成一八年五月二四日政令第二)
(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
附 則 (平成一六年四月一日政令第一三)	附 則 (平成一八年五月二四日政令第二)
(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
附 則 (一号) 号) 抄	八号) ○八号) 抄
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。	第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
附 則 (平成一六年六月二六日政令第一)	附 則 (平成一八年四月二六日政令第一)
(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年六月二十六日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年四月二十六日）から施行する。
附 則 (平成一七年一二月二五日政令第一)	附 則 (平成一八年四月二六日政令第一)
(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月二十五日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年四月二十六日）から施行する。
附 則 (平成一七年四月一三日政令第一)	附 則 (平成一八年四月二六日政令第一)
(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年四月一三日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年四月二十六日）から施行する。
附 則 (平成一七年六月二四日政令第二)	附 則 (平成一九年一月四日政令第三)
(施行期日) 第一条 この政令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。
附 則 (平成一七年七月二九日政令第二)	附 則 (平成一九年一月四日政令第三)
(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。	(施行期日) 第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。
附 則 (二四号) 号) 抄	二四号) ○二四号) 抄
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。	第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。



<p><b>附 則</b> (平成二十八年六月一七日政令第二 三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年六月三〇日政令第二 四八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年七月一日)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年九月七日政令第二 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年十月一日)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年一月二〇日政令第四 九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年七月五日政令第一 七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年七月一四日政令第一 九五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十月一日)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年七月二八日政令第二 一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年七月三十一日)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年一二月一日政令第二 九八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成三〇年七月六日政令第一 九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、改正法の施行の日(平成三十年九月九日)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成三〇年七月一五日政令第二 一七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成三一年三月二七日政令第六 三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和四年七月二九日政令第二 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和四年八月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和四年一一月一一日政令第三 四八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げた改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和元年七月一二日政令第五 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和元年七月十六日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和五年六月三〇日政令第二 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和五年七月四日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和四年一一月一一日政令第三 四八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げた改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和四年一一月一一日政令第三 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和四年八月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和五年六月三〇日政令第二 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和五年七月四日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和六年三月二九日政令第九 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和六年六月二九日政令第九 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和六年七月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和六年六月二八日政令第二 三五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和六年七月十日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和六年七月一〇日政令第二 四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和六年七月二九日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (令和六年七月二九日政令第二 三五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この政令は、令和六年七月二九日から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p>
--	--